

山梨県県税にかかる不動産公売及び随意契約による売却における暴力団員等排除要綱
令和3年1月6日
総税第8280号
山梨県総合県税事務所長

(目的)

第1条 本要綱は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号。）の基本理念に従い、国税徴収法第94条又は第109条に基づき山梨県総合県税事務所長が実施する不動産公売及び随意契約による売却において暴力団排除措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 入札等 国税徴収法第79条に規定する入札等をいう。
- 二 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 四 執行機関 不動産公売及び随意契約による売却を執行する山梨県総合県税事務所長をいう。

(不動産公売の入札等及び随意契約による買い受けへの参加制限)

第3条 暴力団員等は、執行機関が実施する不動産公売の入札等及び随意契約による買い受けをすることができない。

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第4条 公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けをしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、執行機関に対し、次のいずれにも該当しない旨を本要綱で定める陳述書により陳述しなければ、入札等及び随意契約による買い受けをすることができない。

- 一 公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けをしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。
- 二 自己の計算において当該公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

(排除措置)

第5条 執行機関は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けをさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。

- 一 暴力団員等（公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けがされた時に暴力団員等であった者を含む。）
 - 二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等及び随意契約による買い受けがされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があったものを含む。）
- 2 執行機関は、山梨県警察本部から公売参加者が暴力団員等であるため不動産公売の入札等及び随意契約による売却から排除するよう事前に要請を受けた場合は、暴力団員等であることを確認した上で、不動産公売の入札等及び随意契約による売却から除外するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他、暴力団員等排除のために処分の取消等が必要な場合、執行機関は山梨県総務部税務課及び山梨県警察本部と協議の上で必要な措置を講ずることができる。

(暴力団排除の周知)

第6条 執行機関は、本要綱が規定する事項について、必要な広報等を実施して公売参加者に周知するように努める。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項については、国税徴収法及び同法施行規則の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。